平成２５年（フ）第７３号
滋賀県彦根市三津町290番地
破産者　読売ＩＣ彦根西部こと　坪内　俊晃
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４７７号
長野県大町市大町2161番地３、開始決定時の住所大阪府寝屋川市香里北之町24番１―602号
破産者　丸山　光男
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２６号
大阪市淀川区東三国６丁目22番８―505号、前住所大阪市淀川区東三国６丁目22番８―502号
破産者　畑　　博之
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８０号
大阪市東淀川区豊里３丁目９番20号　103号
破産者　堀本　光男
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２５号
大阪市城東区関目６丁目６番24―1008号、前住所大阪府寝屋川市高柳７丁目４番11号
破産者　植田扶宜子（旧姓寺澤）
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４５号
大阪市西区南堀江２丁目10番６号305、開始決定時の住所大阪市西区南堀江１丁目17番11―712号
破産者　黒川　　隆
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５１号
大阪市西成区津守３丁目５番28号
破産者　中華料理ときわこと　赤沼　博男
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６０号
大阪府茨木市三島丘２―30　茨木三島丘イースト第４号棟第101号室、開始決定時大阪府茨木市春日３丁目13番39号
破産者　大河原　晃
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６０号
大阪府大東市灰塚５丁目13番87号
破産者　矢部　好紀
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４９号
大阪市東成区東中本２丁目16番19―903号
破産者　坂平恭男こと　尹　　恭男
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８８号
堺市堺区南三国ヶ丘町１丁２番30―306号、前住所堺市堺区南三国ヶ丘町４丁１番10―312号
破産者　神崎　善孝
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
堺市中区福田1034番地１
破産者　大橋　清数
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１５号
堺市北区新金岡町３丁２番２―409号
破産者　打本　佳子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４６号
大阪府柏原市清州１―４―14　清州マンション302号室村上方、住民票上の住所堺市東区西野420番地
破産者　田代　譲二
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
青森県下北郡東通村大字小田野沢字畑浦９番地１
破産者　二本柳敬子
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
青森市安方２丁目８番７号
破産者　石郷岡總一郎
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
青森県八戸市南郷区大字市野沢字家口山４番地３
破産者　寺澤　克之
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
茨城県結城市新福寺３丁目12番地４　ヒーローマンション城南Ｂ101
破産者　小松田由久
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５０号
茨城県坂東市沓掛4087番地３
破産者　落合　佑次
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部